

建設水道常任委員会会議録

平成13年8月22日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎中西 和夫 ○中川 靖広 森河 昌之
浅井 正八 吉川 勝義 小野議長

2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 助 役 芳村 是
収 入 役 中野 秀樹 総 務 部 長 植村 哲男
都市建設部長 鍵田 徳光 建 設 課 長 堤 和雄
建設課長補佐 今西 弘至 同 課 長 補 佐 九十九敬三
観光産業課長 杉本 正二 同 課 長 補 佐 吉村 三郎
都市整備課長 藤本 宗司 同 課 長 補 佐 井上 貴至
上下水道部長 辻 善次 上 水 道 課 長 御宮知恒夫
同 課 長 補 佐 辻本 邦好 下 水 道 課 長 田口 好夫
下水道課長補佐 谷口 裕司

3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子 同係長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）

委員長 はじめに町長のあいさつをお受けいたします。町長

町 長 （ 町長あいさつ ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、中川委員、森河委員のお二人を指名いたします。
本日の審査案件は、継続審査として、公共下水道事業に関するこ
とについての審査の他、当委員会に属する事項についての報告等につ
いても受けてまいります。

初めに、継続審査についてを審査することといたします。

公共下水道事業に関することについてを議題といたします。理事者
の説明を求めます。

下水道課 継続審査となっております公共下水道事業に関する事についてであり
長 ますが、
まず、流域下水道の8月1日時点の進捗状況であります。竜田川幹
線管渠第3号工事「稲葉車瀬の発進基地から割烹松岡まで」の総延長
1,620mの内、発進基地から推進で約1,390mの位置まで進
んでおります。この場所は県道・大和高田斑鳩線の東側で、82%の
進捗率であります。

次に竜田川幹線管渠第2号工事「西安堵から割烹松岡まで」の工事
延長1,404mにつきましては、推進で約439m進んでおります。
この場所は安富橋の東約235mの位置であり、進捗率40%であり
ます。また、中継ポンプ場築造工事につきましては、8次掘削の内4
次掘削が完了し、5次掘削に着手しており、約34%の進捗率であり
ます。なお、6月の当委員会で、流域下水道の立坑設置段階に、町の
公共下水道の流量測定施設を設置する為に、9月に補正予算をお願い
したいと申し上げておりましたが、7月17日に県と施行時期等につ

いて、打ち合わせを行いました。その結果、流域下水道の割烹・松岡前の立杭への接続については、流域工事の管渠の内面仕上げの施行時期の関係から12月に予算補正を行い、県と同時に施工する事で費用と工期短縮及び交通安全の面から住民への影響を少なくしたいと考えています。なお、服部のコーポ東浦前及び福德自動車前の接続については、平成14年度の予算で対応してまいりたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

次に、公共下水道の進捗状況についてであります。まず、明許繰越致しました服部2丁目地内は完了し、公共下水道事業第13処理分区第8-2工区及び、第8-3工区につきましては7月26日に入札を行い、工期を7月30日から11月12日までの106日間とし、地元説明会を8月12日に行い、現在準備工に着手しているところがあります。尚、本年度予定しております工事は、服部2丁目地内の公共下水道事業第13処理分区8-1工区と9-1工区は10月頃に入札を予定しております。法隆寺西1・3丁目地内の公共下水道事業は別途工事である歴史的環境整備街路事業との調整を行っております。現時点では、9月頃には、業平道から西里東側までの第15処理分区23-1-1工区の入札を、12月頃には業平道から国道までの23-1-2工区の入札を考えています。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

議長 6月の委員会で流域下水道の関係で9月に補正予算をとということでしたが、先ほどの課長の説明では12月ということだったのですが、もう少し具体的に分かりやすく説明をしていただけますか。

下水道課長 7月17日に県の担当者と打ち合わせをさせていただく中で、何れにいたしましてもシールドで流域はやっているわけですが、その中の管の状況で流域はできてきている中で、最後の部分はコーキング、先ほど内面仕上げということですが、その工事の関係で若干

ずれていくということから、松岡の前の部分については12月の補正で考えていきたいと、後服部の工区で東浦と福德の前はもう少しずれていきますので、14年度の予算で対応していきたいということで考えているところであります。

議長 地元の方にとって、一旦流域の方で工事が終わってまた公共下水の接続をやっているんだという状態になったら、住民感情として「またか」というような感じを受けるのではないかと思いますので、その点だけ十分住民対応を図っていただきたいと思います。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

次に、9月定例議会提出予定議案についてあらかじめ説明を受けることにいたします。

始めに、平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計補正予算(第1号)についての説明を求めます。

観光産業課長 平成12年度の決算の確定に伴います繰越金129万4千円でございますが、これの増額補正をお願いいたしまして、予算総額を2429万4千円とするものでございます。

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

(質疑なし)

委員長 次に、平成13年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)についての説明を求めます。

上水道課 平成13年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)についてであ

長

ります。まず始めに、収入の部、資本的収入の企業債についてであります。1億480万円の増額の内9,010万円につきましては、給水原価の高い企業体に対し、企業債の支払利息を減らし水道料金を抑制する目的である借換債につきまして、申請を行ってりましたが、9,010万円について許可された事に伴う補正であります。なお、支出の部、資本的支出の企業債償還金が収入9,010万円に比べ50万円多い9,060万円につきましては、平成14年3月支払で、借入利率が当初の7.2%から約5%下がる関係で、支払の内元金の割合が増え、実質返済の前倒しになるために50万円増額を行っております。

次に資本的収入の企業債の補正の内1,470万円についてありますが、第1浄水場の整備事業におきまして、国庫補助申請を行ってりましたが、国の関係で国庫補助内示額が増額されたため、工事の前倒しを行うことによる増額であります。国庫補助金、他会計出資金、及び支出の部資本的支出の建設改良費の浄水場整備費も同様の理由で増額するものであります。

委員長

説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

(質疑なし)

委員長

以上これら予定議案については、9月定例会に提出が予定されているということで、本日はあらかじめその概要の説明を受けたということで終わっておきたいと思っております。

続いて、各課報告事項の(1)平成13年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてのうち、当委員会所管に属するものについての説明を求めます。

都市整備
課長

現在法隆寺線の事業用地買い取りに努めているところであります
が、今日まで残地が非常に小さいというようなこともありまして、こ

の残地部分について直買いでしてきた土地につきまして、隣接の土地所有者2名の方と、いずれもこの2名の方については買収対象者になってございますが、代替地として移っていただくことになってございます。そうしたことで現在売却する予定で交渉を進めているところでございますけれども、歳入といたしまして不動産売り払い収入75万5千円をお願いすることにいたしております。具体的に説明をさせていただきます。

(資料1により説明)

面積的にはA氏13.52㎡、B氏は1.58㎡、合計15.10㎡ということになっております。売却単価といたしましては1㎡あたり5万円ということをお願いいたしております。

委員長 説明のあったことについて、質疑をお受けいたします。

吉川委員 A氏とB氏の買い取り予定地の面積を教えてください。それとこの位置は法隆寺線のどこになるのか。

都市整備課長 申し訳ございませんが、この買収面積については資料を持参しておりませんので、後で報告させていただきます。場所については龍田南2丁目地内ということで中央公民館より少し南側の農地部分でございます。

議長 不勉強で申し訳ないのですが、町の財産売り払いのときには議会の議決が要ると思うのですが、この場合それにあたらぬのか、それともそういうことを用意しておられるのか。

都市整備課長 財産の売り払いということで、5000㎡以上が議会の議決をいただくということになっておりまして、今回約15㎡ということで議会の議決は不要ということになっております。

委員長 次に、（２）町営住宅募集結果についての報告を求めます。

建設課長 先の６月の委員会で経過報告をいたしました。その後についてご報告いたします。

入居者選考委員会を七月十一日及び二十六日の二回開催していただきまして、ご審査の結果、委員会まとめをいたしまして町長に副申を提出していただきました。その結果を見まして町の入居者選考委員会の結果を踏まえまして、公開抽選を行うことに決まりました。公開中千につきましては、八かつ六日十時から役場地下会議室におきまして選考委員二名の立会のもと実施したものでございます。

募集者は長田団地A棟五名、B棟六名、追手団地八名のうち一名欠席のもと、各入居者決定者七名と補欠者一名を決定したところであります。その後長田団地B棟の決定者の方より辞退届が出されたので、補欠者の当選通知を出したところであります。また併せまして、昨日長田団地B棟の方で決定者の方が辞退の申し出をされております。この方につきましても補欠者一名を決定者として通知の準備をしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

委員長 報告のあったことについて、質疑をお受けいたします。

議長 昨日も一人辞退されたということですが、過去にこういうことはあまりなかったと思う。その理由を差し支えない程度で教えていただけますか。

建設課長 一名の方につきましては申し込みをされる時点におきまして、息子さん夫婦と別居生活をされております。その方が子供さんを両親に預けて仕事に行っておられておりました。そういうことから同じ町内ですけれど、距離的に離れているということがありまして、町営住宅に入ると息子さん夫婦のところが近くなるので募集された経緯がありますが、その方については息子さん夫婦が転居されてしまうという事情

がありました。もう一人の方については家庭の事情ということでございまして、詳しい内容については申されておられません。

委員長 次に、（３）町営住宅整備計画についての報告を求めます。

建設課長 第２浄水場跡地での建設計画につきましては、周辺自治会でありま
す三代川自治会長とご相談申し上げましたところ、近隣の地権者の方
について施設見学の要望とまた概要説明も含めまして７月２３日に実
施したところであります。

その後、自治会長より全体の住民の方への説明とまた要望書が出さ
れました。そうしたことから自治会全体の説明会をいかるがホールに
て説明会を実施したところであります。その主な内容につきましては
町の基本的な内容として、既存施設の解体工事とその解体に伴います
施工時期の関係について、また住宅施設として建てる計画を持ってい
ます建物の３階建２１戸という形のものに付随します付帯施設
として集会所、駐車場それと駐輪場等の配置計画を説明したところで
あります。また要望書の内容につきましては、その内容につきまして
当日回答を行ったところであります。現段階におきましては実施設計
ができていないことから、業者発注した後におきまして計画図面等出
来しだい再度自治会長にご相談申し上げまして、地元説明会を行って
まいりまして、地元の方にご理解を求めていきたいと考えております。
また今後のスケジュールといたしましては、解体工事を発注するため
現在積算を行っておりますので、それが出来しだい入札執行をする予
定でございます。それとこの施工時期につきましては地元説明の要望
等といたしまして解体工事を行ってまいりたいと思っております。ま
た実施設計につきましても現在積算中でございますので、完了しだい
入札執行を考えております。

委員長 報告のあったことについて、質疑をお受けいたします。

森河委員 この建設に対する自治会の要望書というのはどのような内容の要望が出ておるのか。

町 長 特に大きな問題は3階を2階にしてほしいという要望と、集会所を使わせてほしいということです。

3階を2階建てにしてほしいというのは、これは出ないということで、集会所については、町としては管理を自治会でやってほしいということで、管理をしていただいたら使ってもらってもいいということです。

森河委員 前々から三代川の住宅の所に寄附採納の土地の残地がありましたね。元々あそこに集会所建築の要望があったと思う。その時に面積が少ないのでそこでは建築できないということで集会所が建てられないという、その残地が町のものであるのか自治会の管理のものがあるのか。

町 長 その残地は防火水槽等の関係で防火水槽を町が設置いたしまして、自治会に説明し、自治会も隣接の方と協議をする中で物入れを設置してほしいということで、最終的に防火水槽と物入れという倉庫を設置していただきました。

自治会から要望出ているのは、町営住宅を建設することについて集会所を作っていただくことにはありがたいことだと、それを使わせてほしいと、当然使っていただいて結構です。ただ町としても建てた以上は管理を自治会でしてほしいということを申し上げております。

ただ3階を2階にしてほしいというのが大きな焦点です。当初4階を計画しておりましたが、4階は難しいということで3階となった。3階だけは協力を願いたいということです。

浅井委員 今三代川自治会と言われましたが、これは住居表示の関係でうちは興留8丁目に編入するということであって、あそこには公民館もござ

いますし、今新たに町営住宅が建つことによって集会所をつくってほしいと、この町営住宅は目安になるのか興留8丁目になるのかということと、三代川自治会は興留8丁目だから8丁目の公民館を使っていたらどうか。新たに町営住宅が建つときにはそこで集会所をつくったらいと思うが、あそこは住居表示のときにどんな要望がでたか見たら分かると思う。勝手なことを言ってもらったら困る。こんな条件を出すのはおかしい。

町長 今おっしゃっているのは、町営住宅を建てる時に集会所をつくりますから、集会所を使わせてほしいという話であって、何も集会所を建ててほしいということではない。

住居表示は住居審議会というものがありますから、そこで十分慎重審議をしてますから、無茶な要望がどうだということではなく、十分審議をした中で一定の方向付けを定めていますから。ご要望はご要望として町として出きるものは出きる、出来ないものは出来ないということをおし上げておりますから、集会所を建てるのも町営住宅に付随する集会所を使わせてほしいということです。使っていただく代わりに管理をしていただけませんかということです。

浅井委員 町長の言われることは分かりますが、私はあそこは興留8丁目だと思う。だから興留8丁目の集会所を使ったらいいと思う。貸してくれというのはおかしいと思う。

4階で建てようと思ったら建てたらいいと思う。法的にクリアーできたらいいと思う。

建設課長 先ほどの住居表示の関係ですが、三代川を挟んで北側、JRの線路側については興留8丁目、今申されている三代川の南側の団地については、町の水道敷地と合わせて目安北3丁目という形になっております。

浅井委員 課長が言われたように目安北3丁目ですか、大字で揉めたこと、あれが8丁目になるのだったら大分意味が違くと、8丁目の人がこっちの公民館が近いから使わせてくれという話はよく分かりますが、4階建てを3階建てにせよというそんな条件を出す必要はないと思う。ですから4階にできるのなら4階にしたらどうですか、何も3階に折れる必要はないと思う。

助 役 先ほど町長が言われましたけれども、当初計画は3階ということで進んでおるわけです。地元が説明会等でいろいろ要望されることは当然だと思う。やはり自分たちが住んでいるところにいろんな建物が建てば、環境面等において町に対して要望される。また、集会所を使わせてほしいとか、また安心できないから安心できるような対応をしてほしいとかいろいろ意見が出るわけです。そういう中で町としては出来るだけ地元の意向を聞きながら住民とのトラブルのないような施設を建てたいということでもあります。そういった中で、建てる側としては要望は十分に聞いていかなければならない。ただ先ほども言っていますように3階を2階にせよというのは、これは町がお断りしております。あくまでも3階によって建てたいということでございます。ただ日照、日陰等については法律をクリアし、また一般的な制約をクリアするというところでやっていきたいと思っております。

浅井委員 法的にクリアできるとなったら、業者さんならやる。町は地元のことを考えて3階に下げたろかと。ですから町は住民に優しい行政かもしれないませんが、法的にクリアできたなら、私は今回は別にかまわないと思う。

建設課長 先ほどの浅井委員の質問に対しましての住居表示の町名の関係なのですが、私の答弁の訂正をさせていただきたいと思っております。浄水場の北側については興留8丁目ということになっております。事業地の第2浄水場につきましては目安北3丁目ということでございます。

吉川委員 要望書の写しを出してもらいたいと思う。先ほど説明をしてもらう中で、この前もお願いしてあるのは、私よう控えんのでできたら公共下水道関係についても簡単に書いてほしいとお願いしていたはずで
す。なぜ前の委員会の議事録を読んで望まないのか。その辺もう少し
気を使ってもらいたい。今の要望書についても出してください。聞いて
いるだけでは分からない。

委員長 暫時休憩します。（午前9時42分）

委員長 再開いたします。（午前9時55分）
要望書の方配布していただきましたので、確認をお願いいたします。

吉川委員 簡単に町の返答を説明していただけますか。

建設課長 まず1点目の「近隣住民への説明会の実施。」でございますが、こ
れは7月2日に近隣の方、それと7月22日全体の方を対象に実施し
ております。今後についても実施設計の進捗状況を見ながら自治会長
にご相談申し上げて説明会を開催していきたい。

次の「境界の溝は頻繁に掃除する。」ということにつきましては、
特に自治会の東側に田圃がございます。これの排水関係ということで、
それを西の方へ曲がりまして町道を横断いたしまして、第3団地側の
道路沿いを南下しておる水路の関係でございます。この処理について
は、以前からの周りの方から要望があったのですが、なかなか勾配が
取れないのが現状でございます。そういった中で改修が難しいと思
いますが、調査の上検討したいということでお答えさせていただいてお
ります。

次の「工事は土日祭日は行わない。」ということですが、これにつ
きましても発注段階の条件といたしまして、町としては土日曜日は休
んでいきたいとお答えしております。

次の「作業時間は午前9時から午後5時までとする。」ということですが、解体及び住宅の本体の工事については要望の時間帯で施工するようにしていきたいということです。ただし本体工事の中につきましては特に内装等工事がある場合とか、そういった時間延長が必要なときには地元と協議しながら対応しますという形でお答えさせていただきます。

次の「3階を2階に変更できないか。」ということですが、この地域につきましては用途地域として第1種中高層住宅住居専用地域でありまして、高さ25メートルであります、15メートルでありますと4階の建物になりますが、町としての考え方は3階建ての21戸の規模ということで考えているということをお申し上げております。

次の「町営住宅建設位置を南側ぎりぎりの線まで寄せて建てる。」ということですが、南側につきましては南中学校がございます。この関係について、実施設計の段階におきまして建築基準法等に規定する範囲で南側に寄せていきたいと回答しております。

次の「日陰の問題、プライバシー等の問題があるのですが、どのようにお考えでしょうか、出来れば取りやめて公園にしてほしい。」ということですが、これも実施設計の段階におきまして建築基準法の条件を踏まえながら日陰、プライバシーに十分配慮した設計を考えていくということをお答えさせていただきます。

次の「東側の端からの寸法図は書いているが、西側からの寸法が解らない、全長は不明です。」につきましては、配置図面につきましてはまだ素案の段階であります。ですから今後実施設計を行う中で計画が出来た時点で地元へ提示しながら説明していきたいとお答えしております。

次の「解体工事を行う時期も住民の意思を反映してほしい。」ということですが、解体工事につきましては町としても夏場の時期は外しまして10月頃から着手したいと考えておりますということをお答えさせていただきます。

次の「解体前と解体後に現地で説明してほしい。」ということと「更

地になった時、現場で建物などの位置を確認したい。」ということですが、建物の配置につきましては実施設計の計画図が出来た時点で提示し説明すると回答しております。

次に、「建築物の高さから北側の方に出来る陰がどこまで延びるか調べてください。」ということですが、これにつきましても光の調査については今後発注する実施設計の業務の中で、建物の高さ等計画が出来しだい、結果が出しだい地元で提示するという形で答弁させていただいております。

以上が要望に対する回答であります。

吉川委員 この要望書については出された自治会名とか書いていない。ただ説明に行かれたときにこういう要望が出たということだけで受け止めていいのか。

建設課長 当初自治会長なり近隣の方に説明に行ったとき、計画の説明の中で近隣の意見を聞いて出すという形で、それをまた説明させてもらうということで、そういった関係のことがあって整理していただいたらその時に報告させていただくということで、今の形のものが出てきたということです。

吉川委員 正式に三代川自治会で出されたのかどうか。町としては要望書が出てきたという受け止め方をされているのかどうか。その1点だけ聞かせてください。

町長 町としては自治会から公式に文書が挙がってまいりましたら、私の方もそれで受付いたしまして、各担当課に回します。それは7月2日に建設課が行ってその中でそういう旨をいただいたということです。

吉川委員 これは正式の要望書ということで受け止めていただいているのですね。

助 役 当然自治会から要望が出される場合は、口頭また文書があります。町といたしましては口頭であれ文書であれ、誠実に要望に対する回答はしていかななくてはならないと考えております。

いずれにせよ住民の要望に応えるのは行政サービスなので、当然それが正式な文書であれ口頭であれまた説明会での意見あれ、十分な対応をもって住民に説明するというを考えております。

森河委員 入居の資格ですが、所得によって前から制限されていると、この前私が申し上げておりましたように21戸の7戸というのを将来夢のある方にそういう一つのサービスを大事にして7戸というものを新婚の人に与えるということにしてはどうか。ただ金額で民間で賃貸計画の格差がある。今我々の耳に入ってくるのは入ったら出ないのではないかというような傾向があるというのを理事者の方も持たれているように思う。将来夢のある方に与えていこうということであれば、要綱を変えてはどうかと思う。町としては所得制限によって入居されている。しかし理念というものは書いていない訳です。そこで私はたとえばそこに新婚の方に新婚家庭を持ちたいということがあればその方を住民サービスということも考えて要綱を変えてはどうかということを提案しておきます。そういうことも考えて取り組んでもらいたいと思う。

議 長 先ほどの要望書の中で、「・・・出来れば取りやめて公園にしてほしい」ということがあるのですが、これは町営住宅を建ててほしくないという意味だと思っておりますが、その点についてはどのように考えておられるのか。

建設課長 この問題につきましては町が計画を進める中で、そういった形の公共施設の中で町としては場所的に最適であるのでお願いしますということで、確かにおっしゃっていますように公園という形のものもありますけれどもやはり町営住宅そういった行政については、住宅行政も

ありますのでその中で老朽化することが大きな問題となっておりますのでそのためにこの場所を設定させてもらったということで回答と合わせまして、この計画については町としては進めさせていただくと、そういった関係で皆さんにご理解とお願いにまいりましたという形で当日説明をさせていただきました。

議 長 今の課長の説明は解ります。この委員会でも説明してもらっていますし、町全体のところから以前から委員会でも議会だよりでも報告させてもらっているし、あそこに町営住宅をつくるということも書かせてもらっていたし、それを読んでおられると思う。だけど現地で説明に行ったら止めてほしいという人も1人や2人おられるのです。その方にもっと納得していただけるだけの説明を今では不十分だと思う。それはパークウェイと一緒に、それらの問題を解決していくのか。心配しているのはこれ今計画を進めていって、反対運動が何人から起こらないのかという心配をしています。そういうものが反対運動に発展しないかということをお心配しているから、そういうことは全然ないというのか、いやちゃんと手当していますということがあるのか教えてほしい。

町 長 これは反対というのは必ずあると思いますし、以前からも南中学の関係等についても体育館の声がやかましいと何回か言われています。確かにおっしゃることはよく解ります。やはり議会に諮ってやっぺいこうという姿勢でございますから、我々は計画を立てた以上は議会の中で皆さんから意見をいただきながら進めておるわけです。その中では住民の意見を十分聞いて努力しながらやっていきたいと思ひます。

議 長 私はそれらの決心を執行機関に持っていただいて、計画を進めてもらいたいと思ひます。

委員長 次に、（4）観月祭についての報告を求めます。

観光産業
課長　この観月祭につきましては毎年9月22日に開催させていただいております。太子ロマン斑鳩の里・観月祭ということで進めているところです。本年も9月22日土曜日にあたるわけですが、午後6時30分から上宮遺跡公園におきまして開演の予定で進めさせていただいております。

　なお、演目につきましては能楽は「枕地蔵」、狂言につきましては「二九十八」というところまで決めていただいておりますが、仕舞いにつきましては現在調整をさせていただいております。どの演目かということはまだ決まっておりませんが、この3部門を本年も当日開演をさせていただきたいということで金剛流の方に話をさせていただいているところでございます。

委員長　報告のあったことについて、質疑をお受けいたします。

吉川委員　後1月ほどですが、まだ演目が決まっていないということでは、もう少し早く詰めが出来ないものかと思う。それが決まらなないとパンフレットが出来ないかもしれませんが、やはり出来るだけ早く決めていただくように要望しておきます。

委員長　次に、（5）斑鳩の里ふるさと秋祭りについての報告を求めます。

観光産業
課長　開催日は10月13日土曜日、開催場所については昨年度同様法隆寺観光自動車駐車場周辺で実施することを実行委員会の方で決めていただいたところであります。また太鼓台等運営部会を設置いたしておりますので太鼓台等の参加についてでございますが、本年度につきましては法隆寺地区は協議の結果不参加であるという連絡をいただきまして、その理由といたしましては、1つには開催される目的が理解できない2つ目には龍田と法隆寺は神事事のためにやっている。全く違った祭りを一緒にするのは無理である。そして3つ目には今年もやる

ということではなかった。こういうことを言われましたので早速説明を行い、理解を得るべく法隆寺5地区に集まっていたいただきまして、その場へ赴き理解を得る努力をさせていただきましたが、理解を得ることが出来なかったということでございます。一方龍田地区につきましては3点の要望事項がございまして一定の説明等をする中でご理解いただき、参加していただくこととなったところであります。

また昨年同様理事会で所有されている子どもみこし等につきましては、本年度は4自治会、昨年度に引き継ぎまして昭和町、幸進町、駅前中、新たに興留2丁目の自治会が参加していただくことになったところであります。またそれと合わせまして4つの幼稚園と2つの保育園これにつきましても昨年に引き続きまして手作りみこしで参加していただくこととなっております。またこの参加時間帯すなわち会場の方に持ってきていただく時間につきましては各地区で調整をさせていただいているところでございます。

それとこの祭りに関しましてあと2つの部会を設けております。その報告につきましても合わせてさせていただきたいと思っております。まず出店イベント部会の関係でございますが、これにつきましては各団体によります出店計画や物産展の関係、また本年は友好都市提携の飯島町の陣屋太鼓、そして和太鼓斑鳩の参加を得ることになっております。そうしたものを含めましたイベント計画のとりまとめをこの部会でしていただいておりますところでございます。

また、もう一方の方で安全対策部会というのを設けております。これにつきましては先ほど太鼓台の関係で申しましたが、会場へ来られる時間帯に伴います警備、あるいは松並木周辺を巡行する際の交通の整理員や立掌関係等々につきまして種々ご検討をいただくことになっておるところでございます。

以上今日までの各部会の経過報告ということにさせていただきます。

委員長

報告のあったことについて、質疑をお受けいたします。

議 長 法隆寺地区が不参加となるのは残念だなと思いますが、その中で理由が目的が解らないとか、今年もやるということではなかったとか、祭りの神社が違うから・・・もう一度その辺聞かせてもらえますか。

観光産業
課長 龍田と法隆寺は神事事でやっている、それなのに違った祭りになっている。宗教関係のことを言っておられると思いますし、また祭りの日にちのことも含めたことだと理解しております。こうしたことを一緒にやるということは無理である。こういうことを申されているところであります。

議 長 太鼓台の運行についてはいろんな見方があると思う。龍田地区ではお渡りの護衛という形をとっているのが太鼓台というような意味もあると思います。昔から太鼓台というのは五穀豊穰とかそういう村のイベントというか、村おこしの意味での祭りということをするというのが太鼓台に触れるということだと思う。

それと、斑鳩の里ふるさと秋祭りということについては、そういう神事事とかそういう問題を出して盛り上げてもらうというようなことではなかったと理解しているのですが。

あくまでも斑鳩町の町おこしのイベントにそういうめでたいものを出してほしいと、それらをじっくりと理解してもらえるように説明していただくようお願いしておきます。

委員長 次に、（６）第１浄水場整備についての報告を求めます。

上水道課
長 第１浄水場の整備についてであります。本年３月５日に執行しておりました。実施設計委託業務については、７月３１日に完成し、各関係機関とも協議を整え、設計内容についても精査を行い、第１浄水場の建設の入札執行にするに当たりましては、県水道局及び県下の市町村での浄水場等の発注の実施例と、町で過去に実施されておりますと

ころから、これらをさんこうにしながら、9月26日に一般競争による入札を行いたいと考えております。

一般競争入札の実施にあたりましては、お手元の資料2で一般競争入札の公告の内容について、ご説明申し上げます。

8月20日に公告を行い町内7箇所での掲示と、新聞報道へも依頼を行い、掲載を行っていただいております。工事の概要についてであります。資料2の工事内容を見ていただきたいと思います。工期につきましては、平成13年10月2日から平成15年3月25日までの予定としております。

一般競争入札の実施にあたっては、競争入札に参加する者に必要な資格条件を行っております。資格に関する事項につきましては(1)斑鳩町工事入札参加資格者のうち建築一式工事、土木一式工事及び水道施設工事の資格を有する者であって資料の①～⑧の条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみを、工事の競争入札に参加できるとしております。また(2)におきましては、建設業法第27条の23第一項の規定による経営事項審査の結果における総合評点が建設一式工事、土木一式工事については、1300点以上、上水道施設工事は、1000点以上とし、過去10年以内に国内での水道事業におけます浄水施設で、日浄水量2500立方メートル以上の建設工事の施工実績のある業者で、今回特に高度な技術を要することから、高度浄水処理施設工事の施工経験のある監理技術者、主任技術者を工事期間中配置できる者としております。

次に競争入札参加資格の確認を行うため、8月21日から8月28日までの6日間申請書、資料の様式の配布としまして、受付を8月24日から29日までの4日間を受付としております。

結果につきましては、9月3日に行い、9月11日に現場説明等を行い、9月26日に入札の執行としております。

委員長

報告のあったことについて、質疑をお受けいたします。

森河委員　これは分離発注するのですか、一括発注をするのですか。

上水道課長　一括発注です。

森河委員　閲覧に来られますが、これを1部いくらかで売ったらどうか。資料をつくって実費で買ってもらって業者に渡したらいいと思う。そういうことを今後考えていかないといけないと思いますが、その点はどうか。

上水道課長　積算書・図面の資料については実費をいただいて販売するつもりでおります。

議　長　以前私が監査委員をしたときにいかるがホールの建設の時に監査委員としていろいろ意見を言ったことがあります。と言いますのは、その図書が一人歩きすることによって、特にこの浄水場については委員からも設計段階で出てましたが、後々の安全性において考えてもらいたい。監査委員の時指摘させてもらったのは、買ってもらったそれは向こうのものです。あくまでも入札に参加する場合の配慮を、安全性とかいろんな問題がありますので、森河委員がおっしゃったように買ってもらうということについては考えてほしいと思います。

それと一般競争入札の資格ということで挙げておられますが、このことでたとえば1300点、上水道施設では1000点以上の者、町内業者若しくは県内業者でこれに合致する業者はいるのかどうか。それと何社くらいが応募してくると見込んでおられるのか。

上下水道部長　町内業者についてはこの点数に該当するところはございません。県内業者については基本的に2社程度、全国的には22社が該当しております。ただし、昨日段階で申請書を取りに来たのは16社であります。

議長 もしこの16社が仮に適合する業者だったら、16社全部で入札をするのですか。

上下水道
部長 22社と言っていますが、その中で先ほど言いましたように施設の施工実績というものもありますので、そのうちで何社になるか申請書等業者の施工内容を見なければ判断できませんが、点数だけで見れば22社あるということです。

 閲覧資料については販売ということではなく、我々としては実費を負担していただくということをお願いしております。ただ、この中で施設についてはいかるがホールの時にもいろいろ意見をいただいておりますが、その辺については十分配慮しながらやっていきたい。特に水道施設については防犯上、いろんな問題があります。それについては我々としては万全を期して、前回中川議員からご指摘ありましたように解放部分については設計変更させていただきまして、進入できないように改造をさせていただこうと考えております。

議長 防犯の面については気を付けていただきたいと思う。

上下水道
部長 今ご指摘の点については十分協議していきたい。買った場合については他の目的に使用しないということの申入書を入れていただくということで対応していきたいと考えております。

森河委員 指名競争入札と一般競争入札とどう違うのか。指名では点数を数えるけれど町内で仕事をせんことには仕事が増えないのと違うか。A B C Dとランクを付けて、仕事をしてこそ点数が増えて来るんでしょう。私は極端論を言っているけれど、金額はどうせ出ている。資料は売ったらいい。はっきり言ったらいい。

上下水道 今森河委員ご指摘のように今まで閲覧をさせておりましたが、最近

部長 は図面等の実費を負担していただいております。指名、一般競争入札に関わらず図書等については実費をいただいているということです。

議長 仕様書については施設によって防犯上の問題があるから、その図書がその設計以外に使わないという申入書を取らなかったら、もしその図書が一人歩きして、その図書によって犯罪が起きた場合その責任をつかれる場合があるから、きちっと取ってくださいと言っているだけで、売るなどは言っておりません。必要な書類だから渡してもらわないといけない。ただ売ってしまったら所有権が向こうにあると、勝手に使われたら困るからということで、最終的に部長がその目的以外には使用しませんという申入書を取ってから渡すと言っているだけです。売ったらいけないとは言っておりませんので誤解のないようにお願いします。

公共の施設だから気を付けてほしい。前回の委員会で中川委員が言ったようにもしそこへ何かを放り込まれたらどうするんだとか、そういう問題があるような施設だからこそそういうきちとした手当をしておいてくださいと、そしたらそれをしますということですから、何も両方の顔を立っているのではないです。森河委員が言っている意見と違うと言われることについて確認しておきたいと思います。

上下水道
部長 先ほど議長が言われたとおりのこと、また森河委員にご答弁させていただきます。

委員長 次に、（７）湧水対策についての報告を求めます。

上下水道
課長 本年６～７月から続きます雨不足で大迫ダムなど県内ダムの貯水率が下がっていることを受けて、県は、８月６日、紀ノ川水系と室生ダムからの貯水率をそれぞれ１５～３０％制限すると同時に各ダムを水源とします、県下受水市町村湧水連絡会議が開催され、県営水道の水源である各ダムの貯水量は、８月２日では、室生ダムでは５９％、大

迫ダムでは45%と非常に厳しい状態との報告がされ、その後、奈良県渇水対策本部では、8月10日に、第一次給水制限として10%、8月15日には、第二次給水制限として30%給水制限が実施されたところでもあります。

町といたしましても、8月10日に町長を本部長とした渇水対策本部を設置し対応を図っているところでもあります。現在取り組んでいる渇水対策は、自己水の確保に万全を尽くすとともに、8月11日から朝夕2回広報活動、公共施設及び各事業所に節水ポスターの掲示また、大口需要者に対しましても節水依頼をおこない、8月20日より町民プールの閉鎖並びにいきいきの里の入浴の中止等を行って頂き、できるだけ、一般のご家庭に影響のないよう努めているところでもあります。

なお、今回の台風11号の影響により、県営水道の水源である、室生ダム、大迫ダム等の流域では降雨があり、ダムの貯水量が回復したことから、8月21日に、奈良県渇水対策本部より給水制限の解除とともに、「奈良県渇水対策本部」も解散されました。斑鳩町としても、21日の午後6時に解散をいたしました。

委員長 報告のあったことについて、質疑をお受けいたします。

中川委員 渇水対策の1つとして町民プールといきいきの里の入浴を中止されたということですが、解除された後の町民プールといきいきの里の入浴の開始時期の考え方を教えてください。

町長 町民プールにつきましては、当初15日ぐらいということでしたが、19日の日曜日まで延ばしてまいりまして、昨日段階で渇水対策本部が解除になったということで、町民プールにつきましては今年は終わりとさせていただきたい。いきいきの里につきましては昨日今日と休ませていただいて23日から営業していきたいということで進めております。

中川委員 町民プールが20日から中止ということでしたが、実際21日に湯水対策が解除になった。毎年小学生の子どもさんが8月の夏休みいっぱい町民プールで遊びたいという何人かの子どもさんがおられると思うのですが、2日間は休んだけれど後営業してもらおうということは出来ないのですか。

町長 一応7月10日から8月30日まで業者と委託をさせていただいております。その関係についても19日、20日で終了ということで委託業者にそういう指示をしておりますので、再開をするということについてはやぶさかでないですが、わずか4日の間で事故が起こったとかそういうことがあった場合を考えますと、出来れば4日間辛抱していただいて、来年は子ども議会でも出てましたように、6月の下旬の土曜から開けてはどうかということも申されますので、出来るだけ早くそういう措置をしていきたい。町の状況を見ますと土日は盛況ですが、間はだいたい子どもさんが少なく大人の方が多いという現状がございますし、そういうことを踏まえますと、あと4日ということもありますし、このような措置をしたということでご理解願いたいと思います。

吉川委員 委託費はどの位減額になるのか。

町長 生涯学習課と委託業者とそういう約束をしておりますが、いくらかは安くなると思います。

吉川委員 中川委員がおっしゃっているように今日回覧を回したら明日からでもいけるわけです。業者にも委託をしているわけです。

それと町長には申し訳ないのですが、私も町長やったらそう考えるか解らないが、事故が起こったらとかというのはどうか。前にもああいうことがあったのでよく解るのですが、それは開放していく以上は

大変だと思うが、しかしその対応はちゃんとして続けてもらえるような努力をしてもらいたいと思う。今後そういう方向で考えてもらいたいと思う。

議 長 私も全く同感です。やはり給水制限があるから閉鎖しておりますし、給水制限が解除なったのだったら再開をすべきだと思う。このプールの件については来年を早めるからもう閉鎖するという町長の論理はおかしいと思う。私はすぐにでも再開してもらえるように強く要望します。

町 長 皆さん方のご意見はよく解るのですが、何れにしましても教育長とも相談いたしまして、今日仮にそういう話をして回覧を回すとなれば24日、25日の土日曜日からになってまいります。その辺は業者にも相談しながら皆さんのご要望を十分に聞かせていただいて考えてみたいと思います。

委員長 以上、これら各課所管に関する事項についても、説明、報告を受け、了承をしたということで終わっておきます。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

都市整備 先ほどの一般会計の補正予算の中でご質問をいただいておりますが、法隆寺線の予定買収面積ですが、あくまで現在交渉を進めておるということですので、予定ということでご理解願いたいと思いますが、A氏については約135㎡、そしてB氏については約218㎡ということであります。

町 長 町民プールの委託契約については日割り契約ということですので。今話をしたら全部点検する必要がありますので24日くらいから再開できるということですので。

委員長 暫時休憩します。（午前11時05分）

委員長 再開いたします。（午前11時07分）

吉川委員 法隆寺駅前整備なんですけどその見通しですね、特に三代川改修の関係もございます。この前もある程度ご報告をいただいていたと思うのですが、実際に進んでいるのかどうか。特に法隆寺駅前整備の見通しが付いていたら辛抱できるのですが、前にも2、3回一般質問でも取り上げお願いしていた駐輪場の南側の道がありますね。丁度駐輪場と町との間に用地が空いているわけです。あそこを通られたら対向が出来ない。私は遅なるようであれば、せめてあの区間だけでも整備をやるべきだと思うのです。土地もあるのだから、前にもこのことを質問もしお願いもして、また一般質問にも取り上げている。その時に駐在所の関係もあって整備をしてもらったわけですけど、私が指摘している空いている土地をなぜ利用できないのかということについては一向にそのまま残っているわけです、返答をしてもらえるのかどうか。三代川の改修と富雄川の改修の現状について、6月12日の本委員会で報告していただいているのですが、安堵町の高瀬井堰が13年度の9月頃にできるということを知っている、実際に進むのかどうか現状をお聞かせ願いたいと思う。

都市整備課長 法隆寺駅南側の道路部分の拡幅等の関係から法隆寺駅南側の整備の見通しということでございまして、法隆寺駅南側の整備の関係については以前から区画整理の関係の協定を取らせていただいていることとございまして、本年5月15日に当該 区域について引き続き特定保留区域にあたりまして告示がなされております。そうしたことで今回保留区域についての一定の方向性を出していかなければ次回ということにはなり得ないとこのように考えておりますので、次回の線引きの見直しまでには必ず一定の方向を出さなければいけないとい

うことから、この3月の都市基盤の委員会にもその方向性というか、駅舎そして駅南口の街路、広場その辺全体を含めまして方向性を出していきたいとこのように報告させていただいておりまして、今現在その方向性を出すべく努力をいたしているところであります。またその方向性等が決まりましたら、本委員会にも報告をさせていただきたいと考えております。

建設課長 三代川の関係につきましては、6月の委員会で一定の報告をさせていただきました。この関係につきましてはその時にも報告申し上げましたが、関係者等と一人ひとりご意見を聞きに回ると、留守のおうちがありました。その中についての方に意見を聞きにまいった関係と、合わせまして家屋調査等について県とも地元に進んでいただきまして、協議をしているところでございます。

それと富雄川の関係につきましては、高瀬井堰の改修は今年度の計画でありますけれども、特に時期的に10月は河川整備という形でかかれぬ状態ですので、この時期が終わりますと県の方にも高瀬井堰の改修に向けて取り組んでいただくということをお願いしておりますので、本年度の改良につきましては前回同様で、14年度には井堰を含めた改良をしていただくということでもあります。

吉川委員 今おっしゃった高瀬井堰ですか、13年度ということでこの前の6月12日の委員会では報告してもらっています。今聞きますとこれは14年度に延びたわけですか。

建設課長 今年度の事業については13年度完了ということで進めていきますが、ただ14年度についてはJRの関係の着手過程ということで報告させてもらっております。またそういう方向で進めていただいております。申し訳ございません。

都市整備 駐輪場の部分は清算事業団の方から払い下げを受けているというこ

課長

との中で、国の条件を付されていたというようなこともございまして、それが10年を経過しておりますので、今回公社保有地について一般会計で買い戻し等の計画を出させていただいていると思いますが、その計画書に基づいた形で一般会計で買い戻しを行うということになれば、その段階で整備が出来るであろうと思っております。

吉川委員

今10年の条件が付いているということなのですが、この覚え書きとかはあるわけですね。また教えていただきたいと思えます。

富雄川と三代川の関係ですが、今回被害がなくありがたいと思っておりますが、特に竜田川、富雄川の改修、富雄川からこちらへ流れてこないように、阿波のところから富雄川にこれから深くしてもらいますので、そのことも聞きたい訳なのですが、やはり斑鳩の町内に流れないようにしてもらわないといけませんし、また富雄川と竜田川の改修、それから三代川の改修は難しい、また皆さんのご理解を得なければ出来ない事業ですので、やはりこれは毎回申しておりますように難しい問題ほど何回も行ってもらって努力してもらわないといけません。できるだけ早く一定の結論が出るように県へもお願いしなければいけません、町としてもやはり努力して水害のない安心して暮らせるまちにしてもらいたいということをお願いしておきます。

委員長

その他についてもこれをもって終了いたします。

本日の案件については、これをもってすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長のあいさつをお受けいたします。

町 長

(町長あいさつ)

委員長

これをもって閉会いたします。